

航空局任期付職員〔弁護士〕の募集

令和5年12月1日

1. 配属先 国土交通省航空局（東京都千代田区霞ヶ関2-1-3）
2. 役職名 航空局 安全部 無人航空機安全課 専門官
3. 応募資格 以下のすべてを満たすこと。
 - ①日本国籍を有すること
 - ②弁護士資格を有し、資格取得後3年程度以上の実務経験を有すること。
4. 担当業務 航空局では、無人航空機のレベル4飛行（有人地帯上空での補助者なし目視外飛行）実現のため航空法を改正し、昨年12月から機体の認証制度やライセンス制度、運航ルール等の新制度が始まりました。法施行後においても、制度の運用状況に応じて、法務面での対応が必要となることから、法務に関する専門的な知識を必要としており、主な担当業務としては、以下の業務を想定しています。

・無人航空機の飛行許可・承認、無人航空機講習を行う登録講習機関（自動車運転免許でいうところの指定自動車教習所）の登録・運用を含むライセンス制度、無人航空機の飛行における保険制度の検討等に関する法務面での各種調整
5. 応募に必要な書類
 - ①履歴書及び職務経歴書（様式は自由）
 - ②資格を証明する書類の写し※応募書類は合否の結果によらずお返しできません。
6. 応募方法 応募に必要な書類を令和6年1月24日（水）までに郵送で必着のこと。
7. 採用スケジュール
 - 令和6年1月26日（金）書類選考
（同日中に合格者のみに電話にて連絡）
 - 令和6年2月 2日（金）面接試験、採用予定者の選考
 - 令和6年2月 5日（月）試験結果通知（合否通知）
8. 選考方法 書類選考、面接試験

9. 採用予定日及び採用予定人数

採用予定日 . . . 令和6年4月1日

採用予定人数 . . . 1名

10. 勤務形態 原則として09:30~18:15

(休憩時間は12:00~13:00)

休日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始

11. 採用形態 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）に基づき、常勤の国家公務員として採用。
国家公務員法に基づく守秘義務や兼職制限等が適用されます。

12. 給与等 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律に基づき支給。※出張する際には出張旅費が支給されます。

13. 任用予定期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日

14. 書類提出先及び連絡先航空局 安全部

無人航空機安全課

勝間・松尾 03-5253-8615（直通）

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3